

水戸生涯学習センターで実施する社会教育主事講習に係る出席等の取扱いについて、以下のとおり定めます。

1 出席等の取扱いに関する重要事項

当センター長がやむを得ないと考える事由（後述）以外、業務や私事都合を理由として欠席することはできません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう、事前調整してください。

やむを得ない事由で欠席した場合であっても、単位修得のためには、各科目とも5分の4以上の出席時間が必要です。

1 コマ当たり正当な理由なく20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部を欠席したものとみなします。

欠席・遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前（事前にできない時は事後）に、その事由と証明する書面を添付し、「各種届出」を提出していただきます。また、急きょ欠席等の場合は、茨城県水戸生涯学習センター社会教育主事講習担当（電話：029-228-1313）まで連絡してください。

受講の一部又は全部を辞退する場合は、「受講辞退届」を提出していただきます。

欠席や辞退等によって、欠員が生じて追加の受講決定や補充等はいりません。

2 履修順序および未修了時の取扱い

講習では、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順で履修をしていただきます。

全科目の受講を予定していた方で、途中の科目で未修了となった場合、次の科目の受講には制限がかかる場合がありますので、ご了承ください。

3 センター長が定める「やむを得ない事由」の範囲

以下の各号に掲げるものに限り、証明書類の提出をもって「やむを得ない事由」として検討します。

- (1) 本人の病気又は怪我のため出席できない場合。
- (2) 親族の看護のため出席できない場合。
- (3) 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合。
- (4) 受講者の親族が死亡した場合（葬儀、服喪、その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等）。
- (5) その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

4 事由を証明するための添付資料（例）

各種届を提出する際は、以下の資料（いずれか1点）を必ず添付してください。

事由	添付資料の例
本人の病気・怪我	医師の診断書、処方箋（写し可）、医療機関・薬局の領収書
親族の看護	医師の診断書、処方箋（写し可）、医療機関・薬局の領収書
親族の死亡	死亡届、訃報の案内状、葬儀や法要に関する案内状など
その他	遅延証明書、事故証明書など